

執行力の付与に関する意見(要旨)

(執行力を付与することの是非に関する意見)

執行力がないと同じ紛争が繰り返されるおそれがあるので、紛争の現実的な解決に結びつけるためには執行力を付与する必要がある。

A D R機関の利用促進、信頼性の向上のため、執行力の付与が必要。

分割払いなど紛争解決後の履行確保が重要な案件では、現状では後日不履行があった場合には訴えを提起するしか方法がないため、執行力は必要である。

悪質な事業者を対象とする場合など、A D Rが執行力をもって当事者間に介入できることが望ましい。

紛争解決の結果として登記が必要となる場合には、A D Rでの合意が登記意思の擬制に結びつけられるとよい。

当事者間の力の格差が是正されないまま執行力を付与すると、消費者にとっては危険である。

執行力が付与されることとなれば、A D R機関に法的拘束力が付与されることになるので、慎重な検討が必要である。

現状は合意に基づき必ず履行されているので、必要性を感じない。

A D Rの結果に法的な権利関係の効力まで認めることはA D R機関の要件を縛ることになり、柔軟な解決というA D Rの特性を損ないかねない。

当事者間の合意の確保など手続上の課題として処理すべき問題である。

裁判所との連携の問題として解決できないか。

(執行力を付与する場合の条件等に関する意見)

合意形成の適正性等の手続保障や、常設の機関であること、法律家が関与している等の要件を満たす機関に限定して付与すべき。

執行力を付与することにつき当事者の合意があることを前提とするならば、可能と思われる。

執行力のないA D Rを設けておくことや、仲裁への切替えにより執行力を付与することも選択肢として考えられる。

合意内容についてA D Rが適正に判断できるかどうかを認定する必要がある。